

つくば市テナント等支援補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、つくば市テナント等支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関する事務の取扱いについて、つくば市補助金等交付適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の目的)

第2条

補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入の減少によって、事業継続が困難となっている市内事業者の賃料負担を軽減し、安定的な経営を支援することを目的とし、予算の範囲内で交付する。

(定義)

第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗等 建物（土地に定着する工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものをいう。）の全部又は一部であって、業を行うための用に直接供されるものをいう。
- (2) 市内事業者 市内に土地又は店舗等を賃借している中小法人等又は個人事業者をいう。
- (3) 中小法人等 令和2年4月1日において、次のいずれかに該当する法人をいう。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が個人又は次のいずれかに該当する法人をいう。
 - ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。
 - イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

(4) 賃貸借契約等 土地又は店舗等に関する賃貸借契約及びこれと類似する契約又は処分をいう。

(5) 賃借人 賃貸借契約等に基づき、土地又は店舗等を使用及び収益する権利を有する者をいう。

(対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する市内事業者とする。

(1) 市内の土地又は店舗等に関する賃貸借契約等に基づく賃借人であること。

(2) 令和元年12月31日以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

(3) 令和2年3月31日以前から有効な賃貸借契約等を結んでいること。

(4) 申請日の属する月の直前3か月間の賃料等の支払いの実績があること。

(5) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、次のいずれかに該当すること。

ア 令和2年5月から申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月までの間に、事業収入が前年同月比で30パーセント以上50パーセント未満減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。

イ 令和2年5月から申請日の属する前月までの間に、連続する3か月の事業収入の合計が前年同期比で15パーセント以上30パーセント未満減少した期間（以下「対象期間」という。）が存在すること。

(6) 茨城県感染者発生お知らせシステム（いばらきアマビエちゃん）に登録し、感染防止対策宣誓書を掲示していること。

2 対象月又は対象期間が複数存在する場合において、市内事業者は、任意の1か月を対象月とし、又は任意の連続する3か月を対象期間として申請することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する市内事業者は、補助金の交付の対象者としなない。

- (1) 過去にこの要項による補助金の交付を受けた者
- (2) 過去に国の家賃支援給付金の給付を受けた者
- (3) つくば市事業継続給付金の交付の決定を受けた者
- (4) つくば市市内宿泊事業者支援給付金の交付の決定を受けた者
- (5) 国又は法人税法別表第1に掲げる公共法人
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む者
- (7) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- (8) 中小法人等の役員又は個人事業者がつくば市暴力団排除条例（平成23年つくば市条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者
（中小法人等の対象者の特例）

第5条 中小法人等が次の各号のいずれかに該当する場合における第4条第1項第5号アの規定の適用については、同号ア中「事業収入が前年同月比で30パーセント以上50パーセント未満減少した月」とあるのは、当該各号に定めるものとする。

- (1) 平成31年又は令和元年の対象月若しくは対象期間に含まれる最初の月と同月から令和元年12月の間に設立した法人である場合 事業収入が平成31年及び令和元年の月平均の事業収入と比較して、30パーセント以上50パーセント未満減少した月
- (2) 事業収入を比較する月の間に合併を行っている場合（令和2年中に合併を行っている場合に限る。） 事業収入が前年同月の合併前の各法人の事業収入の合計と比較して、30パーセント以上50パーセント未満減少した月
- (3) 連結納税を行っている場合 個別の法人ごとに比較して、事業収入が前年同月比で30パーセント以上50パーセント未満減少した月
- (4) 平成30年から令和元年に発行された罹災証明書、被災証明書等を有する場合 事業収入が罹災証明書、被災証明書等を交付された日の属する事業年度の直前

の年度の同月比で30パーセント以上50パーセント未満減少した月

(5) 事業収入を比較する月の間に個人事業者から法人化した場合（令和2年中に個人事業者から法人化した場合に限る。） 事業収入が平成31年又は令和元年の法人化前の同月の事業収入と比較して、30パーセント以上50パーセント未満減少した月

(6) 特定非営利活動法人及び公益法人等（法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人）の場合 国及び地方公共団体からの受託事業による収入を含む法人の事業活動によって得られた収入（寄付金、補助金、助成金、金利等による収入等の株式会社等で営業外収益に当たる金額を除く。以下同じ。）が前年同月比で30パーセント以上50パーセント未満減少した月

2 中小法人等が前項各号のいずれかに該当する場合における第4条第1項第5号イの規定の適用については、同号イ中「連続する3か月の事業収入の合計が前年同期比で15パーセント以上30パーセント未満減少した期間」とあるのは、次の各号に定めるものとする。

(1) 前項第1号に該当する場合 連続する3か月の事業収入の合計が平成31年1月から令和元年12月の月平均の事業収入に3を乗じて得た額と比較して、15パーセント以上30パーセント未満減少した期間

(2) 前項第2号に該当する場合 連続する3か月の事業収入の合計が前年同期の合併前の各法人の事業収入の合計と比較して、15パーセント以上30パーセント未満減少した期間

(3) 前項第3号に該当する場合 個別の法人ごとに比較して、連続する3か月の事業収入の合計が前年同期比で15パーセント以上30パーセント未満減少した期間

(3) 前項第3号に該当する場合 連続する3か月の事業収入の合計が罹災証明書、被災証明書等を交付された日の属する事業年度の直前の年度の同期比で15パーセント以上30パーセント未満減少した期間

(4) 前項第4号に該当する場合 連続する3か月の事業収入の合計が平成31年又

は令和元年の法人化前の同期間の事業収入の合計と比較して、15パーセント以上30パーセント未満減少した期間

- (5) 前項第5号に該当する場合 連続する3か月の国及び地方公共団体からの受託事業による収入を含む法人の事業活動によって得られた収入が前年同期比で15パーセント以上30パーセント未満減少した期間

(個人事業者の対象者の特例)

第6条 個人事業者が次の各号のいずれかに該当する場合における第4条第1項第5号アの規定の適用については、同号ア中「事業収入が前年同月比で30パーセント以上50パーセント未満減少した月」とあるのは、当該各号に定めるものとする。

- (1) 平成31年1月（青色申告を行っている場合は平成31年又は令和元年の対象月若しくは対象期間に含まれる最初の月と同月）から令和元年12月の間に開業した場合 事業収入が開業日の属する月から令和元年12月までの事業収入の合計を開業日の属する月から令和元年12月までの月数で除して得た額と比較して、30パーセント以上50パーセント未満減少した月
- (2) 事業収入を比較する月の間に事業の承継を受けた場合（令和2年1月以降に限る。） 事業収入が前年同月における事業の承継を行った者の事業収入と比較して、30パーセント以上50パーセント未満減少した月
- (3) 平成30年又は令和元年に発行された罹災証明書、被災証明書等を有する場合 事業収入が罹災証明、被災証明等を受けた年の前年同月比で、30パーセント以上50パーセント未満減少した月

2 個人事業者が前項各号のいずれかに該当する場合における第4条第1項第5号イの規定の適用については、同号イ中「連続する3か月の事業収入の合計が前年同期比で15パーセント以上30パーセント未満減少した期間」とあるのは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 前項第1号に該当する場合 連続する3か月の事業収入の合計が平成31年1月から令和元年12月までの事業収入の合計を開業日の属する月から12月までの

月数で除し、3を乗じて得た額と比較して、15パーセント以上30パーセント未満減少した期間

(2) 前項第2号に該当する場合 連続する3か月の事業収入の合計が前年同期における事業の承継を行った者の事業収入の合計と比較して、15パーセント以上30パーセント未満減少した期間

(3) 前項第3号に該当する場合 連続する3か月の事業収入の合計が罹災証明書、被災証明書等を交付された年の前年同期比で15パーセント以上30パーセント未満減少した期間

(補助対象期間)

第7条 補助金の交付の対象となる期間は、交付申請のあった月、翌月及び翌々月とする。

(補助基準額)

第8条 補助金額の算定に用いる基準となる額（以下「補助基準額」という。）

は、申請日の1か月以内の日に賃貸借契約等に基づき自らの事業のために他人の所有する土地又は店舗等を占有する市内事業者が、当該土地又は店舗等を使用及び収益するために対価として支払う金銭であって、当該対価にかかる租税を含むもの（以下「賃料等」という。）として支払った額（複数月分の賃料等をまとめて支払っている場合には、当該申請日の直前の支払い（当該申請日の属する月分に相当する賃料等を含むものに限る。）で支払った当該賃料等のひと月平均の額）とする。ただし、当該支払った額が、令和2年3月31日時点で有効な賃貸借契約等により1か月分の賃料等として支払うこととされている額（当該賃貸借契約等において申請者が複数月分の賃料等をまとめて支払うこととされている場合には、当該賃料等のひと月平均の賃料等）より高いときは、令和2年3月31日時点で有効な賃貸借契約等により1か月分の賃料等として支払うこととされている額とする。

2 前項の規定により補助基準額を算定する場合において、賃貸借契約等により月毎に変動する賃料等を含むときは、当該賃料等については、前項中「令和2年3

月31日時点で有効な賃貸借契約等により1か月分の賃料等として支払うこととされている額」とあるのは「令和2年3月に賃料等として支払った額」とし、「当該賃料等として支払うこととされている額」とあるのは「当該賃料等として支払った額」と読み替えるものとする。ただし、複数月分の賃料等をまとめて支払うこととされているときは、当該賃料等については、「令和2年3月31日時点で有効な賃貸借契約等により1か月分の賃料等として支払うこととされている額」とあるのは「令和2年3月分の賃料等として支払った額」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により補助基準額を算定する場合において、賃貸人その他の市内事業者に対して土地又は店舗等を使用及び収益させる義務を負う者（以下「賃貸人等」という。）と中小法人等との関係が次の各号のいずれかである場合には、当該賃料等は含めないこととする。

- (1) 賃貸人等が、中小法人等の代表取締役又は中小法人等と同じ者を代表取締役とする会社であるもの
- (2) 賃貸人等が中小法人等の親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等（自然人を含む。次号において同じ。）をいう。）又は子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）であるもの
- (3) 賃貸人等が、中小法人等の代表取締役若しくは親会社等である自然人の配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族を代表取締役若しくは親会社等とする法人であるもの
- (4) 前各号に規定する関係に類するものその他補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断するもの

4 第1項の規定により補助基準額を算定する場合において、賃貸人等と補助金の交付を申請する個人事業者（以下この項において「個人事業者」という。）との関係が次の各号のいずれかである場合には、当該賃料等は含めないこととする。

- (1) 賃貸人等が個人事業者を代表取締役とする法人又は個人事業者を親会社等

(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいい、自然人であるものに限る。以下この項において同じ。)とする法人であるもの

(2) 賃貸人等が個人事業者の配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族を代表取締役又は親会社等とする法人であるもの

(3) 前各号に規定する関係に類するものその他補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断するもの

5 第1項の規定により補助基準額を算定する場合において、法律上の原因なく、又は違法に使用及び収益している土地又は店舗等に係る賃料等は含めないこととする。

(補助金の額)

第9条 補助金額は、別表第1に掲げる市内事業者の区分に応じ、同表に定めるところとする。

2 前項の補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付の申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする市内事業者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類及び別表第2の左欄に掲げる市内事業者の区分に応じ、同表の右欄に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) つくば市テナント等支援補助金に係る誓約書(中小法人等用)(様式第2号)又はつくば市テナント等支援補助金に係る誓約書(個人事業者用)(様式第3号)

(2) 市内に事業所を有することが確認できる書類

(3) 市内の土地又は店舗等に関する賃貸借契約等の存在を証する書類

(4) 直近3か月間の賃料等の支払い実績を証する書類

(5) 感染防止対策宣誓書(茨城県感染者発生お知らせシステム)

2 補助金の交付の申請期限は、令和3年1月29日までとする。

(中小法人等の添付書類の特例)

第11条 別表第2の中小法人等の項及び別表第3の中小法人等の部に掲げる確定申告書類等は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる書類をもってこれに変えることができる。

(1) 対象月又は対象期間に含まれる各月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告の申告期限が到来しておらず、若しくは延長されており、かつ当該確定申告が完了していない場合 対象月又は対象期間に含まれる各月の属する事業年度の2事業年度前の確定申告書の控の写し及び法人事業概況説明書の控の写し

(2) 確定申告書別表1の控に收受日付印が押されていない場合その他の相当の事由により提出できないものと市長が認める場合 令和元年の対象月と同月又は対象期間と同期間の月次の収入額を証明できる書類であって、税理士による署名及び押印があるもの

3 別表第2の中小法人等の項に規定する提出書類は、中小法人等が第5条第1項各号のいずれかに該当する場合には、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、道標の右欄に定める書類をもってこれに代えることができる。

(個人事業者の添付書類の特例)

第12条 別表第2の個人事業者の項及び別表第3の個人事業者の部に掲げる確定申告書類等は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる書類をもってこれに代えることができる。

(1) 令和元年分の確定申告の義務がないその他相当の事由により当該書類を提出できないと市長が認める場合 令和元年分の住民税の申告書類の控

(2) 令和元年分の確定申告が完了していない場合の他相当の事由により当該書類を提出できないと市長が認める場合 平成30年分の確定申告書等の控又は平成30年分の住民税の申告書類の控

3 別表第2の個人事業者の項に規定する提出書類は、個人事業者が第6条各号の

いずれかに該当する場合には、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める書類をもってこれに代えることができる。

(賃貸借契約等の特例)

第13条 第10条第1項第3号の提出書類は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる書類をもってこれに代えることができる。

(1) 第10条第1項第3号の提出書類に規定された賃貸人等の名義と現在の賃貸人等の名義が異なる場合 賃貸人等名義相違に係る賃貸借契約等証明書(様式第4号)

(2) 第10条第1項第3号の提出書類に規定された借入人等の名義と申請者の名義が異なる場合 借入人等名義相違に係る賃貸借契約等証明書(様式第5号)

(3) 第10条第1項第3号の提出書類に規定された当該賃貸借契約等が令和2年3月31日及び申請日時点で有効であるが、その旨が当該書類から明らかでない場合 次に掲げる書類

ア 市内の土地又は店舗等に関する賃貸借契約等の存在を証する書類

イ 当該書類によって証される賃貸借契約等が令和2年3月31日及び申請日時点で有効であることを示す書類(当該書類が存在しない場合は契約期間相違に係る賃貸借契約等証明書(様式第6号))

(4) 令和2年4月1日以降において、令和2年3月31日時点で有効であった賃貸借契約等を終了し、又は解除した後、これに代わって申請日時点で有効な新たな賃貸借契約等を締結している場合 次に掲げる書類

ア 令和2年3月31日時点で有効であった賃貸借契約等の存在を証する書類

イ 申請日時点で有効な賃貸借契約等の存在を証する書類

(5) 第10条第1項第3号の提出書類が存在しない場合 契約書不存在に係る賃貸借契約等証明書(様式第7号)

第14条 申請日の前3か月以内の期間(申請日の前1か月以内の期間を除く。)において賃貸人等から賃料等の支払いの免除若しくは猶予を受け、又は賃料等の支払いを滞納している場合の第10条第1項第4号の提出書類は、次

に掲げる書類をもってこれに代えることができる。

- (1) 申請日の属する前月において賃料等を支払った事実（申請者が複数月分の賃料等をまとめて支払っている場合には、当該前月分が含まれている賃料等を支払った事実）を確認できる銀行通帳の写し、振込明細書又は領収書
- (2) 申請日の属する前々月において賃料等を支払った事実（申請者が複数月分の賃料等をまとめて支払っている場合には、当該前々月分が含まれている賃料等を支払った事実）を確認できる銀行通帳の写し、振込明細書又は領収書（申請日の属する前々月において賃料等を支払っている場合に限る。）
- (3) 賃料等の支払いの免除又は猶予の事前合意若しくは追認を受けていることを証する契約書その他の書類又はつくば市テナント等支援補助金に係る支払免除等証明書（様式第8号）

（補助金の交付の決定）

第15条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときはつくば市テナント等支援補助金交付決定通知書（様式第9号）により、補助金を交付することが不相当であると認めるときはつくば市テナント等支援補助金不交付決定通知書（様式第10号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の通知書には、次に掲げる交付条件を付する。

- (1) 市長が補助金について、報告を求め、又はつくば市職員をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じること。
- (2) 補助事業の内容を明確にするため、補助事業の実施内容がわかる書類を整備し、5年間は保存すること。
- (3) 規則及びこの要項の規定に基づき、市長が補助金の返還の命令その他の措置を講じたときは、これに従うこと。
- (4) 規則及びこの要項の規定を遵守すること。

（変更の申請）

第16条 交付対象者は、つくば市テナント等支援補助金交付申請書及び提出書類

に記載された事項について変更が生じたときは、速やかにつくば市テナント等支援補助金変更申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助金額の変更を伴わない変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、つくば市テナント等支援補助金変更承認通知書（様式第12号）により当該交付対象者に通知するものとする。

（実績の報告）

第17条 交付対象者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過する日又は完了した日が属する会計年度が終了する日のいずれか早い日までにつくば市テナント等支援補助金実績報告書（様式第13号）に収支決算書及び支出を証する書類その他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 前項の市長が必要と認める書類は、補助事業期間中の売上と前年同期の売上がわかる書類とする。

（補助金の額の確定）

第18条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、つくば市テナント等支援補助金確定通知書（様式第14号）により当該交付対象者に通知するものとする。

（補助金の支払方法）

第19条 補助金は、概算払により交付するものとする

（補助金の請求）

第20条 補助金の交付を受けようとする交付対象者は、つくば市テナント等支援補助金概算払請求書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の請求があったときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第21条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の

交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第4条第1項の補助要件を欠くことになったとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により補助を受けようとしたとき。
- (3) 社会的に重大な責めを負う事件又は事故を起こしたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、つくば市テナント等支援補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により当該交付対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第22条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当したときは、交付対象者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（報告又は調査）

第23条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、交付対象者に対し、報告を求め、又は当該職員をして実地に調査させることができる。

附 則

（施行期日）

1 この要項は、公表の日から施行する。

別表第1（第8条関係）

区分		補助金額
市内に本店を有する中小法人等 （令和2年4月2日以降に個人事業者から法人化した中小法人等を除く。）	補助基準額の総額が40万円以下の場合	補助基準額の総額に2分の1を乗じて得た額に3を乗じて得た額
	補助基準額の総額が40万円より大きい場合	180万円を超えない範囲で、補助基準額の総額から40万円を差し引いて得た額を4で除し、それに20万円を加えた額に、3を乗じて得た額
市外に本店を有する中小法人等（令和2年4月2日以降に個人事業者から法人化した中小法人等を除く。）		補助基準額の総額に2分の1を乗じて得た額に3を乗じて得た額
市内に住所を有する個人事業者 又は令和2年4月2日以降に個人事業者から法人化した市内に本店を有する中小法人等	補助基準額の総額が30万円以下の場合	補助基準額の総額に2分の1を乗じて得た額に3を乗じて得た額
	補助基準額の総額が30万円より大きい場合	135万円を超えない範囲で、補助基準額の総額から30万円を差し引いて得た額を4で除し、それに15万円を加えた額に、3を乗じて得た額
市外に住所を有する個人事業者又は令和2年4月2日以降に個人事業者から法人化した市外に本店を有する中小法人等		補助基準額の総額に2分の1を乗じて得た額に3を乗じて得た額

別表第2（第9条関係）

区分	提出書類
中小法人等	<p>(1) 中小法人等に該当することが確認できる書類</p> <p>(2) 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表1の控え（国税電子申告・納税システムによらない申告の場合は、收受日付印が押されているものに限る。）の写し及び法人事業概況説明書の控えの写し</p> <p>(3) 国税電子申告・納税システムによる申告に係る受信通知（国税電子申告・納税システムによる申告の場合に限る。）</p> <p>(4) 対象月又は対象期間に含まれる各月の月間事業収入がわかるもの</p>
個人事業者	<p>(1) 令和元年分の確定申告書第1表の控えの写し（国税電子申告・納税システムによらない申告の場合は、收受日付印が押されているものに限る。）</p> <p>(2) 国税電子申告・納税システムによる申告に係る受信通知（国税電子申告・納税システムによる申告の場合に限る。）</p> <p>(3) 所得税青色申告決算書の控えの写し（白色申告を行っている場合を除く。）</p> <p>(4) 対象月又は対象期間に含まれる各月の月間事業収入がわかるもの</p>

別表第3（第11条、第12条関係）

区分	事由	提出書類
中小法人等	平成31年 1月から 令和元年 12月の間 に設立し た法人で ある場合	<p>(1) 中小法人等に該当することが確認できる書類</p> <p>(2) 履歴事項全部証明書</p> <p>(3) 対象月又は対象期間の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表1の控え（国税電子申告・納税システムによらない申告の場合は、收受日付印が押されているものに限る。）の写し及び法人事業概況説明書の控えの写し（令和元年中に複数の事業年度が存在する場合には、令和元年中の全ての事業にかかるものを提出すること。）</p> <p>(4) 国税電子申告・納税システムによる申告に係る受信通知（国税電子申告・納税システムによる申告の場合に限る。）（令和元年中に複数の事業年度が存在する場合には、令和元年中の全ての事業にかかるものを提出すること）</p> <p>(5) 対象月又は対象期間に含まれる各月の月間事業収入がわかるもの</p>
	事業収入を比較する月の間に合併を行っている場合	<p>(1) 中小法人等に該当することが確認できる書類</p> <p>(2) 履歴事項全部証明書</p> <p>(3) 対象月又は対象期間の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表1の控え（国税電子申告・納税システムによらない申告の場合は、收受日付印が押されているものに限る。）の写し及び法人事業概況説明書の控えの写し（合併前の各法人に係るものであり、平成31年から</p>

		<p>令和元年中に複数の事業年度が存在する場合には平成31年から令和元年中の全ての月間事業収入がわかるものとする。)</p> <p>(4) 国税電子申告・納税システムによる申告に係る受信通知（国税電子申告・納税システムによる申告の場合に限る。）（合併前の各法人に係るものであり、平成31年から令和元年中に複数の事業年度が存在する場合には平成31年から令和元年中の全ての事業に係るものとする。)</p> <p>(5) 対象月又は対象期間に含まれる各月の月間事業収入がわかるもの（合併後の法人に係るものとする。)</p>
	<p>連結納税を行っている場合</p>	<p>(1) 中小法人等に該当することが確認できる書類</p> <p>(2) 中小法人等・個人事業者（事業収入）対象月の属する事業年度の直前の事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書（国税電子申告・納税システムによらない申告の場合は、收受日付印が押されているものに限る。）の写し及び法人事業概況説明書の控えの写し</p> <p>(3) 国税電子申告・納税システムによる申告に係る受信通知（国税電子申告・納税システムによる申告の場合に限る。)</p> <p>(4) 対象月又は対象期間に含まれる各月の月間事業収入がわかるもの</p>
	<p>平成30年から令和元年に発</p>	<p>(1) 中小法人等に該当することが確認できる書類</p> <p>(2) 罹災証明書、被災証明書等（平成30年から令和元年に発行されたものに限る。)</p>

	<p>行された 罹災証明 書、被災 証明書等 を有する 場合</p>	<p>(3) 罹災証明書、被災証明書等を交付された日の 属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書 別表1の控え（国税電子申告・納税システムに よらない申告の場合は、收受日付印が押されて いるものに限る。）の写し及び法人事業概況説明 書の控えの写し</p> <p>(4) 国税電子申告・納税システムによる申告に係 る受信通知（国税電子申告・納税システムによ る申告の場合に限る。）</p> <p>(5) 対象月又は対象期間に含まれる各月の月間事 業収入がわかるもの</p>
	<p>事業収入 を比較す る月の間 に個人事 業者から 法人化し た場合</p>	<p>(1) 中小法人等に該当することが確認できる書類</p> <p>(2) 法人設立届出書（法人税法第148条）又は個人 事業の開業・廃業等届出書（所得税法（昭和40 年法律第33号）第229条）（法人設立届書の場合 は、法人設立届書の「設立の形態」欄におい て、「1個人企業を法人組織とした法人である 場合」を選択しており、「整理番号：」に個人 の確定申告に番号を記載していること。個人事 業の開業・廃業等届出書の場合は、「廃業の事 由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記 載があり、その法人名・代表者名が申請内容と 一致していること。）</p> <p>(3) 履歴事項全部証明書</p> <p>(4) 中小法人等・個人事業者（事業収入）対象月 の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告 書別表1の控え（国税電子申告・納税システム</p>

		<p>によらない申告の場合は、收受日付印が押されているものに限る。)の写し(令和元年分の法人化前の個人事業者に係るものとする。)</p> <p>(5) 国税電子申告・納税システムによる申告に係る受信通知(国税電子申告・納税システムによる申告の場合に限る。)(令和元年分の法人化前の個人事業者に係るものとする。)</p> <p>(6) 対象月又は対象期間に含まれる各月の月間事業収入がわかるもの(法人化後の法人に係るものとする。)</p>
	<p>特定非営利活動法人又は公益法人等の場合</p>	<p>(1) 中小法人等に該当することが確認できる書類</p> <p>(2) 対象月又は対象期間の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入がわかるもの</p> <p>(3) 対象月又は対象期間に含まれる各月の月間事業収入がわかるもの(対象月又は対象期間の属する事業年度の年間収入がわかるものとして提出する書類の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月又は対象期間の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。)</p> <p>(4) 履歴事項全部証明書又は特定非営利活動法人若しくは公益法人等の設立について認可等されていることが確認できる書類</p>
<p>個人事業者</p>	<p>平成31年1月から令和元年</p>	<p>(1) 開業届出書(開業日が令和元年12月31日以前で、当該届出書の提出日が令和2年4月1日以前であり、税務署受付印が押印(国税電子申</p>

	<p>12月の間に開業した場合</p>	<p>告・納税システムによる提出の場合は、「受信通知」が添付) されていること。)</p> <p>(2) 令和元年分の確定申告書第1表の控え(国税電子申告・納税システムによらない申告の場合は、收受日付印が押されているものに限る。)の写し</p> <p>(3) 国税電子申告・納税システムによる申告に係る受信通知(国税電子申告・納税システムによる申告の場合に限る。)</p> <p>(4) 所得税青色申告決算書の控えの写し(白色申告を行っている場合を除く。)</p> <p>(5) 対象月又は対象期間に含まれる各月の月間事業収入がわかるもの</p>
	<p>事業収入を比較する月の間に事業の承継を受けた場合(事業の承継を行った者の死亡による事業承継の場合を除く。)</p>	<p>(1) 開業・廃業等届出書(「届出の区分」欄において「開業」を選択するとともに、令和元年分の確定申告書類に記載の住所・氏名からの事業の引継が行われていることが明記されており、「開業・廃業等日」欄において開業日が令和2年1月1日から同年4月1日の間とされており、提出日が開業日から1か月以内で、税務署受付印が押印(国税電子申告・納税システムによる提出の場合は、「受信通知」が添付) されていること。)</p> <p>(2) 令和元年分の確定申告書第1表の控え(国税電子申告・納税システムによらない申告の場合は、收受日付印が押されているものに限る。)の写し(事業の承継を行った者の名義に係るもの</p>

		<p>とする。)</p> <p>(3) 国税電子申告・納税システムによる申告に係る受信通知（国税電子申告・納税システムによる申告の場合に限る。）（事業の承継を行った者の名義に係るものとする。）</p> <p>(4) 所得税青色申告決算書の控えの写し（事業の承継を行った者の名義に係るものとする。）（白色申告を行っている場合を除く。）</p> <p>(5) 対象月又は対象期間に含まれる各月の月間事業収入がわかるもの（事業の承継を受けた者の名義に係るものとする。）</p>
	<p>事業収入を比較する月の間に事業の承継を受けた場合（事業の承継を行った者の死亡による事業承継の場合に限る。）</p>	<p>(1) 開業・廃業等届出書（所得税法第229条）</p> <p>（「届出の区分」欄において「開業」を選択するとともに、令和元年分の確定申告書類に記載の住所・氏名からの事業の引継が行われていることが明記されており、「開業・廃業等日」欄において開業日が事業の承継を行った者の死亡年月日から申請日の間であり、税務署受付印が押印（国税電子申告・納税システムによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。）</p> <p>(2) 次のいずれかの書類</p> <p>ア 所得税の青色申告承認申請書（「5 相続による事業承継の有無」欄において、「有」を選択しており、相続開始年月日が申請日以前であり、被相続人の氏名が事業の承継を行った者の氏名と一致しており、税務署受付印が押印（国税電子申告・納税システムによる提出の</p>

		<p>場合は、「受信通知」が添付) されていること。</p> <p>イ 個人事業者の死亡届出書「死亡年月日」欄が申請日以前であり、「参考事項」欄において、「事業承継の有無」を「有」としており、「事業承継者」の氏名が申請者の氏名と一致しており、收受印が押印（国税電子申告・納税システムによる提出の場合は、「受信通知」が添付) されていること。</p> <p>ウ 準確定申告書類の控死亡年月日が申請日以前であり、氏名の欄に相続人として申請者の氏名が記載されており、收受日付印が押印（国税電子申告・納税システムによる提出の場合は、「受信通知」が添付) されていること。</p> <p>(3) 令和元年分の確定申告書第1表の控え（国税電子申告・納税システムによらない申告の場合は、收受日付印が押されているものに限る。）の写し（事業の承継を行った者（死亡した者）の名義によるものに限ることとし、同一の当該事業の承継を行った者に係る書類に基づく給付は一度に限るものとする。また、同一の事業の承継を行った者に係る書類に基づき複数の申請が行われた場合には、最初に給付された申請のみを有効とする。）</p> <p>(4) 国税電子申告・納税システムによる申告に係る受信通知（国税電子申告・納税システムによ</p>
--	--	---

		<p>る申告の場合に限る。) (事業の承継を行った者 (死亡した者) の名義によるものに限る。)</p> <p>(5) 所得税青色申告決算書の控えの写し (事業の承継を行った者 (死亡した者) の名義によるものに限る。) (白色申告を行っている場合を除く。)</p> <p>(6) 対象月又は対象期間に含まれる各月の月間事業収入がわかるもの (事業の承継を受けた者の名義に係るものとする。)</p>
	<p>平成30年から令和元年に発行された罹災証明書、被災証明書等を有する場合</p>	<p>(1) 罹災証明書、被災証明書等 (平成30年から令和元年に発行されたものに限る)</p> <p>(2) 罹災証明書、被災証明書等を受けた年の前年分の確定申告書第1表の控え (国税電子申告・納税システムによらない申告の場合は、收受日付印が押されているものに限る。) の写し</p> <p>(3) 国税電子申告・納税システムによる申告に係る受信通知 (国税電子申告・納税システムによる申告の場合に限る。)</p> <p>(4) 所得税青色申告決算書の控えの写し (白色申告を行っている場合を除く。)</p> <p>(5) 対象月又は対象期間に含まれる各月の月間事業収入がわかるもの</p>